

彦根市プレミアム付商品券 申請期限が間近です！

10月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯などへの消費影響の緩和、地域消費の喚起・下支えを目的として「彦根市プレミアム付商品券」の販売をしています。

申請期限：令和2年1月6日(月)

期限後は、受付できません。申請がまだの人は期限内に申請してください。
※子育て世帯該当者は、申請不要です。

申請書の提出方法

- ▶郵送：申請案内書類に同封の返信用封筒を利用して、提出してください。
※申請書を紛失した人は連絡してください。
 - ▶窓口提出：アル・プラザ彦根（大東町）6階の困地域経済振興課プレミアム付商品券事業推進室にお持ちください。※窓口受付では（運転免許証などで）本人確認を行います。
- ※対象者は、広報ひこね6月1日号や彦根市ホームページをご確認ください。
※プレミアム付商品券を装う振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

問い合わせ先 困地域経済振興課プレミアム付商品券事業推進室

（〒522-0074 大東町2-28 アル・プラザ彦根6階）☎0120-1528-12、FAX22-1398



償却資産の例

| | |
|----------|---|
| 構築物 | 門、塀、庭園、広告塔、舗装路面（アスファルト舗装など）、仮設の建物、電気設備、空調設備、給排水設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など |
| 機械、装置 | 旋盤、ボール盤、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械、太陽光発電設備 など |
| 船舶、航空機 | ボート、漁船、飛行機 など |
| 車両、運搬具 | 動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車（自動車税が課税されているものは除く）など |
| 工具、器具、備品 | 切削道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具 など |

**期限は1月31日(金)です
償却資産の申告**

償却資産とは、事業のために使うことのできる土地・家屋以外の資産（※）です（左表参照）。償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象です。このような事業用資産（貸し付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量などを申告する必要があります。

※これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含みます。

マイナンバー（個人番号・法人番号）を記載してください

提出の際は、本人確認資料（マイナンバーカードの表面など）と番号確認資料（同カードの裏面など）をお持ちください。代理人による申告の場合、右記に加え、代理権確認資料（委任状など）も、それぞれ申告書に添付してください。

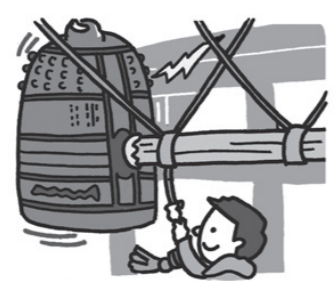
平成30年度から、申告書様式を一部変更しています。対象者には変更後の様式を送付します。

インターネット（エルトックス）でも申告できます

窓口に来たり、郵送したりする手間が省けるだけでなく、複数の自治体への申告も

お詫びと訂正

広報ひこね12月1日号5ページ「財政指標」の表の下の注釈部分で、「★実質赤字、連結実質赤字、資金不足が生じていないものは」とあるのは、正しくは「★実質赤字、連結実質赤字、資金不足が生じていないものは、「1」で表示しています。」です。お詫びして訂正します。



一度の送信でできます。詳しくは、エルトックスのホームページをご覧ください（エルトックスで申告する場合、マイナンバーの確認資料は不要です）。

問い合わせ先 困地域経済振興課
30・6138番、FAX22・1398番

スポーツ推進委員功労者表彰 (文部科学大臣表彰) 高橋伊三男 さん



多年にわたるスポーツ推進委員としての功績により、11月に文部科学大臣から表彰されました。

..... **スポーツ推進委員とは**

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法により教育委員会が委嘱するもので、スポーツ推進のための活動に従事しています。

市民運動会や各種スポーツイベントを実施する際の連絡調整や市民にスポーツの実技指導や助言を行っています。

.....

問い合わせ先 困教育委員会保健体育課
☎24-7975、FAX23-9190

市立病院救急センターではインフルエンザ検査は行っていません

市立病院救急センターでは、重症患者の診療に力を注ぐため、原則として、インフルエンザウイルスの感染を確かめる検査は行っていません。検査を希望する人は、次の医療機関を利用してください。

- ▶彦根休日急病診療所
診療受付時間 日曜日・祝日・年末年始
9:00～17:30
 - ▶かかりつけ医（診療所）
- 問い合わせ先** 市立病院医事サービスセンター
☎22-6050（内線1262）、FAX22-6331

| | 年月日 | 医院名 | 所在地 | 電話番号 |
|------|-----------|--------------|--------------|---------|
| 令和元年 | 12月29日(日) | ひむらデンタルクリニック | 南川瀬町1643-1 | 28-1182 |
| | 同 30日(月) | 山口歯科医院 | 多賀町多賀1614-21 | 48-0123 |
| | 同 31日(火) | 桜井歯科医院 | 小泉町314 | 24-5850 |
| 令和2年 | 1月1日(水・祝) | 島野歯科医院 | 城町二丁目2-8 | 22-0476 |
| | 同 2日(木) | 中山歯科医院 | 芹橋二丁目3-3 | 22-7307 |
| | 同 3日(金) | 井本歯科医院 | 原町504-35 | 22-7757 |

年末年始の歯科診療

彦根歯科医師会では、年末年始（12月29日(日)～令和2年1月3日(金)）、次の医院が当番医として診療されます。

当番医 左表のとおり

診療時間 いずれも午前9時～午後3時30分

＜ 広告欄 ＞